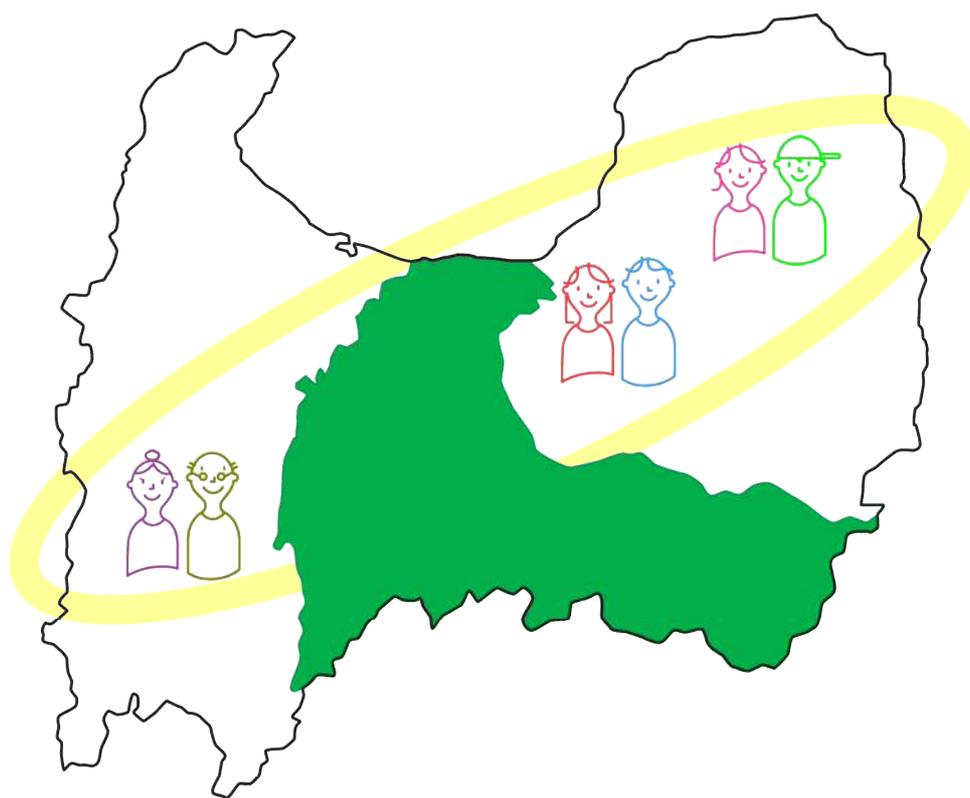


富山市災害ボランティア本部 活動マニュアル



富山市災害ボランティアネットワーク会議

平成27年6月改訂

はじめに

阪神・淡路大震災が多くの犠牲と共に生み出したものの中に、災害時におけるボランティア活動があります。

それは、大変な現場を見ることができない人々の自発的な行動でした。発災直後の救援活動をはじめ、その後の生活支援、そして災害から立ち上がるための自立支援まで、活動の内容もその必要性とともに広がってきました。「個人が自発的、一時的に行う活動」から、「同じ思いを持つものが集まり支えあって、組織として計画的・継続的に行う活動」へと変化してきています。

このような活動の母体として、国内においては、行政主導型、社会福祉協議会主導型、市民活動団体主導型など、様々な形態で災害ボランティア団体が誕生しています。また、それらの活動形態は日本のみならず、世界規模の災害においても重要な役割を担っています。

こうした流れを受けて、本市では、行政、社会福祉協議会、市民活動団体等が連携・協働して、平成 15 年に「富山市災害ボランティアネットワーク会議」（以下市災害ボラネット会議）を立ち上げました。

実際の災害時には、活動に混乱が生じることが想定されるので、平成 23 年 3 月に市災害ボラネット会議では、「富山市災害ボランティア活動指針」に基づき、活動の手引きとして「富山市災害ボランティア本部活動マニュアル」を作成しました。

このマニュアルの作成にあたっては、災害に遭った地域の事例を参考に様々な状況を想定しながら、本部の設置、運営、ボランティアのコーディネート等の一連の活動について、実態に即したものとなるよう検討を重ねてきました。さらに今回は、東日本大震災（平成 23 年 3 月）や防災訓練を通して得られた教訓を踏まえて改訂しました。

本市において災害が発生した時には、このマニュアルに基づき災害ボランティア本部を立ち上げ、運営することになります。

しかしながら、このマニュアルは基本的な考えを示したものであり、災害の種類や規模、時期によっては、柔軟な対応を求められることが考えられます。

運用にあたって問題や疑義が生じた場合には、このマニュアルにとらわれることなく、ボランティア活動が円滑に行われるよう期待します。

平成 27 年 6 月

富山市災害ボランティアネットワーク会議

= 目 次 =

はじめに

I 市災害ボランティア本部

| | | |
|---------------------------------|-------|--------|
| 1. 設 置 | | I - 1 |
| (1) 立ち上げ | | |
| (2) 設置場所 | | |
| (3) 統括責任者 | | |
| (4) 参加団体の協議・人員の確保 | | |
| (5) 資機材の確保 | | |
| (6) 開 所 | | |
| 2. 運 営 | | I - 2 |
| (1) 運営スタッフの配置 | | |
| (2) 組織と役割 | | |
| (3) 災害ボランティア本部レイアウト《参考例》 | | |
| (4) 基本フローと1日の流れ | | |
| (5) 主な活動と推移（他県災害ボランティア本部の事例を基に） | | |
| 3. 情報の取扱い | | I - 9 |
| (1) 情報収集 | | |
| (2) 情報共有 | | |
| (3) 情報配信 | | |
| 4. 各種調達 | | I - 11 |
| (1) 運営スタッフの確保 | | |
| (2) ボランティアの募集 | | |
| (3) 資機材調達 | | |
| (4) 支援物資などの受け入れと配給 | | |
| (5) 資金調達・活動募金 | | |
| 5. 連携と協働体制の構築 | | I - 13 |
| (1) ボランティア関係機関（団体）との連携 | | |
| (2) 協働体制の構築 | | |
| 6. ボランティアのコーディネート | | I - 14 |
| (1) ニーズ調査 | | |
| (2) ボランティアの受け入れ | | |
| (3) マッチング | | |
| (4) 送り出し | | |
| (5) 資機材 | | |
| (6) 移動手段 | | |
| (7) 活動報告 | | |

| | | |
|--|-------|---------|
| 7. ボランティアの安全・衛生 | | I - 18 |
| (1) ボランティア活動保険 | | |
| (2) 体調管理 | | |
| (3) 災害別の留意点 | | |
| (4) 病人、けが人が出た場合の対応 | | |
| (5) ボランティアの食、住 | | |
| 8. 災害時の要配慮者へのボランティアの対応 | | I - 22 |
| 9. 専門知識や技術を持つボランティアへの対応 | | I - 22 |
| (1) ボランティアの受付に際して | | |
| (2) 関係機関・団体との連携 | | |
| 10. 市災害ボランティア本部の閉鎖（解散） | | I - 22 |
| (1) 閉鎖（解散）の判断 | | |
| (2) 閉鎖の周知 | | |
| (3) 閉鎖に伴う業務 | | |
| (4) 生活復興に向けた支援活動 | | |
| (5) 「富山市災害ボランティア本部活動マニュアル」の見直し・更新 | | |
| (6) 市災害ボラ本部の撤収・引継ぎ | | |
| II 平常時からの取り組み | | |
| 1. 平常時の対応（取り組み） | | II - 1 |
| III ボランティアの心構え | | |
| 1. 基本的な留意事項 | | III - 1 |
| 2. 活動するための手順 | | III - 2 |
| 3. 服装・持ちもの | | III - 2 |
| 4. 活動に係る経費 | | III - 4 |
| 5. 安全確保 | | III - 4 |
| 6. 災害時要援護者への対応 | | III - 5 |
| IV 各種様式 | | |
| 1. 様式 | | IV - 1 |
| 2. その他 参考資料 | | IV - 21 |
| V 資料 | | |
| 1. 富山市災害ボランティア活動指針 | | V - 1 |
| 2. 災害救助法 | | V - 8 |
| 3. 富山市災害ボランティアネットワーク会議参加団体 | | V - 11 |
| 4. 関係機関・団体連絡先一覧 | | V - 11 |
| 5. 広域避難場所一覧 | | V - 13 |
| 6. 参考資料リスト | | V - 14 |
| 7. 富山市災害ボランティアネットワーク マニュアル作成プロジェクトチーム名簿 | | V - 14 |